

10月から

医療福祉費制度(マル福)が変わります

10月から、茨城県の医療福祉費制度(マル福)について、小児・妊産婦の所得制限が緩和されることとなりました。村ではこれまで、判定者の所得が、県の設定する所得制限額を超えている場合、村の独自制度(マル特)において助成を行っていましたが、県制度の助成拡充に伴い、「医療福祉費受給者証」の変更・更新を行います。制度改正後の所得制限額(右表参照)で再度判定し、県の制度が非該当から該当となる方には、9月下旬に新しい受給者証を郵送します。

【所得制限額】

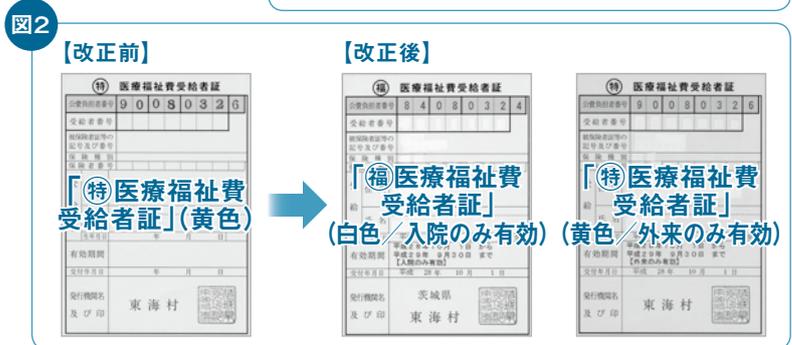
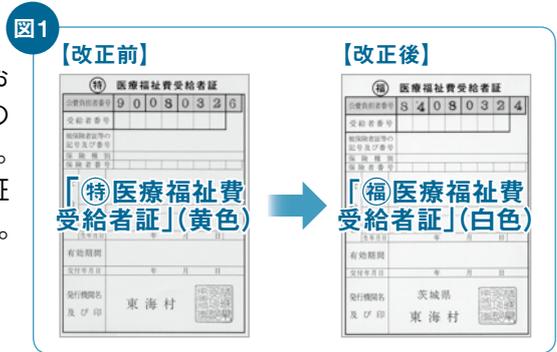
合計扶養親族数	改正前	改正後
0人	393万円	622万円
1人	423万円	660万円
2人	453万円	698万円
3人	483万円	736万円
4人	513万円	774万円
5人	543万円	812万円

県の制度非該当(マル特)の受給者証をお持ちの保護者の方へ

- ▼窓口での手続きは不要です。
- ▼必ず新しい受給者証に差し替えてご使用ください。9月中はお手元の受給者証を使用し、10月1日(土)以降は、これまでの受給者証は使用できなくなりますので裁断・破棄してください。
- ▼再度判定後も県の制度に非該当(マル特)となる方には、受給者証は郵送されません。引き続きお手元の受給者証をご使用ください。

【変更点】

- ▼0歳～小学6年生の場合…〔特〕医療福祉費受給者証(黄色)から〔福〕医療福祉費受給者証(白色)へ変更となります(図1参照)。
- ▼中学1～3年生の場合(母子・父子マル福該当者を除く)…受給者証が1枚から2枚に変更となります。入院・外来兼用の〔特〕医療福祉費受給者証(黄色)から、入院用が〔福〕医療福祉費受給者証(白色)、外来用が〔特〕医療福祉費受給者証(黄色)へ変更となります(図2参照)。

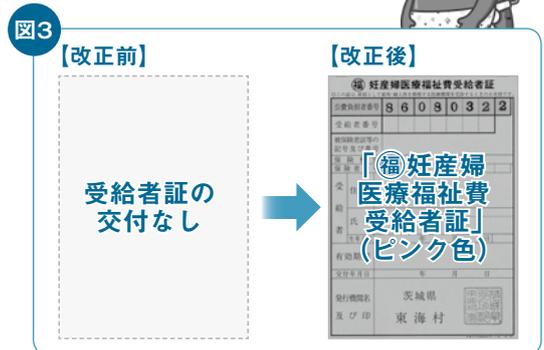


県の制度非該当(マル特)の妊産婦の方へ

- ▼窓口での手続きは不要です。
- ▼再度判定後も県の制度に非該当(マル特)となる方には、受給者証は郵送されません。引き続き特例妊産婦医療費制度(マル特)となります。

【変更点】

- ▼県の制度に該当(マル福)となった方は…10月1日(土)から、「〔福〕妊産婦医療福祉費受給者証(ピンク色)」をご使用ください(図3参照)。
- ▼産婦人科受診の際は…「健康保険証」と「〔福〕妊産婦医療福祉費受給者証」を提示してください。マル福は、原則として茨城県内の産婦人科のみで使用できるものですが、産婦人科医が妊娠の継続のために治療が必要と認めたときは、産婦人科以外の医療機関もマル福で受診することができます(受診には、産婦人科医の紹介状・診断書等が必要)。



【問い合わせ】福祉保険課地域医療担当(☎282-1711 内線1135)